

## 施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

### ◆施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

#### 【施策の概要】

個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進します。

また、日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援を実施します。

#### 【主な取組状況】

##### 《児童虐待への対応・社会的養護の推進》

- ◆ 「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」に基づき母子保健施策や地域における取組を推進しながら、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けた子育て支援や専門的な支援の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら支援体制づくりを推進しています。
- ◆ 児童虐待防止センターによる電話相談の実施や、児童福祉施設、民生委員児童委員・主任児童委員等の協力を得ながら市内での児童虐待防止啓発活動等のオレンジリボンキャンペーンを実施し児童虐待の未然防止に向けた活動を行っています。
- ◆ 市内3か所の児童相談所においては、増加する児童虐待や個々の家庭や子どもが抱える課題が複雑・多様化する中で、児童相談に関わる専門行政機関として、高度の専門性を活かした相談援助を行っています。また、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、保護を実施し、子どもの置かれた状況に応じた、子ども及び家庭への相談や援助を実施するとともに、要保護児童の児童養護施設等への措置等を実施しています。
- ◆ やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対し、公的責任で子どもの生活の場を確保し、より家庭に近い養育環境のもとで生活することができるよう里親制度の推進や児童養護施設等の運営支援など、社会的養護の充実に向けた取組を進めています。
- ◆ 地域に根ざした相談支援機関として、市内6か所の児童家庭支援センターでは、ショートステイ機能等を活用し児童相談所や各区役所等と連携して、児童虐待の未然防止と再発防止に向けた子育て支援や専門的な支援の充実に向けた取組を進めています。

##### 《ひとり親家庭の自立の促進》

- ◆ ひとり親家庭に対し、安心して自立した家庭生活が送れるように、児童扶養手当の支給や医療費助成などの経済的な支援、生活・就業相談や各種講座の実施、就職に有利な資格の取得に向けた支援等を行っています。
- ◆ 平成29（2017）年10月から、子どもの基本的な生活習慣の習得や地域とのつながりづくりを目的とした「ひとり親家庭等生活・学習支援事業」を実施しています。

- ◆ ひとり親家庭等の児童の学費や就労のための資格取得に伴う費用などの資金の貸付けを行い、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図っています。

#### 《子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》

- ◆ 女性相談員を各区に配置するとともに、DV 相談支援センターにおける電話相談を実施し、様々な困難を抱える女性等の相談及び支援を実施することで、人権擁護と自立支援を図っています。
- ◆ 小児慢性特定疾病等の保険診療による医療費の自己負担分及び装具等作製の際の費用の一部助成を行っています。

#### 【主な課題】

#### 《児童虐待への対応・社会的養護の推進》

- ◆ 児童虐待防止啓発活動の充実とともに、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営体制のより一層の充実が求められています。また、各区役所及び関係機関が連携し、ハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進が求められています。
- ◆ 里親制度の推進に向けては、制度の認知度の向上や新たな担い手の確保、児童委託後の支援の充実を図ることが必要です。
- ◆ 国において、新たな社会的養護のあり方等に関する検討が進められていることから、その動向を注視しながら、適切な対応について検討していきます。
- ◆ 社会的養護により養育された子どもの進路について、就職者の割合が高校卒業生全体と比較して高い割合になっているなど、多くの子どもは退所後、自ら収入を得て自立しなければならない状況にあり、円滑な社会的自立に向けた支援を行う必要があります。
- ◆ 乳児院・児童養護施設に併設された市内6か所の児童家庭支援センターでは、地域における身近な施設として、専門性に基づいた相談・支援を行うことが求められています。

#### 《ひとり親家庭の自立の促進》

- ◆ ひとり親家庭の支援に当たっては、将来にわたって持続的に安定した生活を送るために、親に対し、就業による自立を基本とする支援を行うとともに、子どもに対しても、将来の目標を持ち、それを実現するための学力、自信や意欲、社会性等を身につけるための支援が必要です。

#### 《子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》

- ◆ 配偶者等からの暴力など女性の抱える困難は、外部からの発見が困難であり、潜在化・深刻化しやすいため、迅速かつ適切な支援を実施することが求められています。
- ◆ 平成28（2016）年度に実施した「川崎市子ども・若者生活調査」の分析結果を踏まえて、子どもの貧困対策の視点から、すべての子ども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく成長・自立していけるよう、保健・福祉・教育・雇用等、様々な分野において総合的な取組を進める必要があります。
- ◆ 小児慢性特定疾病医療等給付事業は、患児の保護者の経済的負担を軽減するため、医療費自己負担

分を法定給付するものであり、引き続き事業を継続していく必要があります。

- ◆ 子ども・若者が健全に成長し、社会的に自立していくためには、他者との関わりの中で様々な体験をし、多様な価値観や考え方に触れ、課題に立ち向かう意欲や自信、自己肯定感等を得ることが重要ですが、子ども・若者を取り巻く社会状況が変化中、そうした機会が減少していることから、家庭や学校だけではなく、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支え合いながら、子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所の中で、それらが得られるような仕組みが必要です。

### 【計画期間における方向性】

#### 《児童虐待への対応・社会的養護の推進》

- ◆ 虐待防止センターによる24時間の電話相談の実施や、児童虐待防止啓発活動を通じて児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいきます。また、各区の要保護児童対策地域協議会実務者会議における、要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の充実を図ります。
- ◆ 子どもが置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を今後も適切に実施します。また、各区役所及び関係機関との連携をさらに強化し、ハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進を行います。
- ◆ 里親制度の普及啓発や登録に向けた制度説明・研修等を効果的に実施するとともに、関係機関と連携しながら児童委託後の支援体制を構築し、一層の制度推進を目指します。
- ◆ 社会的養護により養育された子どもの円滑な社会的自立に向け、施設等での養育の時点から将来の自立を見据えた支援を行うとともに、退所後も安定した生活ができるよう支援の充実を図ります。
- ◆ 育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、今後も児童相談所や各区役所との連携を推進します。

#### 《ひとり親家庭の自立の促進》

- ◆ ひとり親家庭の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、個々の家庭の状況やニーズに寄り添って、支援施策を的確に提供するための相談支援の体制づくりや、相談員の資質向上、支援施策の周知・提供の取組を推進します。
- ◆ ひとり親家庭の自立に向けては、正規雇用への移行を目指した継続的な就労支援とともに、就業又は修業と子育てを両立することができる環境整備を進めます。
- ◆ 親の離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、修学の継続等に向けた支援を行います。

#### 《子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》

- ◆ 女性相談については、川崎市 DV 相談支援センター及び区役所保健福祉センター等が安心して相談できる窓口であることなどの周知をより一層推進します。
- ◆ 子どもの貧困対策の視点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進します。
- ◆ 小児慢性特定疾病医療等給付事業は、長期治療等を必要とする患児の保護者の負担軽減を図るため

事業を継続します。

- ◆ 子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うことのできるまちを目指し、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える仕組みづくりを進めるため、その役割を担う団体を育成・支援します。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
里親の登録数 (こども未来局調べ)	<b>133 世帯</b> (平成 28 (2016) 年度)	<b>145 世帯以上</b> (平成 33 (2021) 年度)	福祉行政報告例における里親登録者数の実績値
地域で子どもを見守る体制 づくりが進んでいると思う 人の割合 (こども未来局調べ)	<b>37.4%</b> (平成 29 (2017) 年度)	<b>45.0%以上</b> (平成 33 (2021) 年度)	要保護児童対策地域協議会関係者アンケート調査において、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる(とても進んでいる+進んでいる)と思う人の割合

具体的な事業

- (1) 児童虐待防止対策事業 (2) 児童相談所運営事業 (3) 里親制度推進事業
- (4) 児童養護施設等運営事業 (5) ひとり親家庭の生活支援事業 (6) 女性保護事業
- (7) 子ども・若者支援推進事業 (8) 小児ぜん息患者医療費支給事業
- (9) 小児慢性特定疾病医療等給付事業 (10) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
- (11) 災害遺児等援護事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	<b>児童虐待防止対策事業</b> (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	児童虐待の早期発見・早期対応、未然防止に向けた子育て支援や専門的支援の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら普及啓発や地域の支援体制づくりを進めます。
計画期間中の主な取組		
(1)	<p><b>①要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実</b></p> <p>要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関、警察、学校等との連携強化</li> <li>・ 要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の実施</li> <li>・ 法定研修の実施</li> </ul> <p><b>個別支援会議実施回数：現状 (H28(2016)) 425 回</b></p>	

要保護児童対策地域協議会取扱件数：現状（H28(2016)）3,135件

【H30(2018)以降】継続実施

## ②児童虐待防止センターによる電話相談の実施

子どもの虐待の通報や子育て不安に関する相談を24時間電話等で受け付けます。

【現状】電話相談の実施

【H30(2018)以降】継続実施

## ③児童虐待防止普及啓発活動の実施

11月の児童虐待防止推進月間（オレンジリボンキャンペーン）を中心に、虐待のないまちづくりを推進するために、民生委員児童委員や地域関係団体等との協働による事業展開を図ります。

【現状】児童虐待防止普及啓発活動の実施

【H30(2018)以降】継続実施

実施回数：現状（H29(2017)）22回⇒（H33(2021)）22回以上



フットサル大会における啓発活動の様子



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。  
児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

お住まいの地域の児童相談所につながります。  
※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

## ④児童及び家庭に関する情報の一元的な管理による包括的な支援の実施

児童及びその家庭に対する包括的な支援を強化するため、児童相談所及び区役所・支所をネットワークでつなぐ「(仮称)児童相談システム」を開発・導入し、迅速な支援を実施します。

【H30(2018)】(仮称)児童相談システムの開発

【H31(2019)】(仮称)児童相談システムの導入

【H32(2020)以降】ネットワーク化された情報を活用した包括的な支援の実施

## ⑤子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスティ）

保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故などにより、家庭で一時的に育児が困難な場合に、原則7日以内で乳児院及び児童養護施設で子どもを預かります。

【現状】事業の実施

年間延べ利用人数：現状（H28(2016)）1,231件

【H30(2018)以降】事業の継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	<p align="center"><b>児童相談所運営事業</b> (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</p>	<p>増加する児童虐待や複雑・困難化する児童家庭相談に対し、専門性を活かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
(2)	<p><b>①特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進</b></p>	
	<p>児童福祉法に基づき、養護、障害、非行、育成等の児童に関する問題について、家庭その他関係機関からの相談に応じ、必要に応じて一時保護所での保護、児童福祉施設等への措置を行います。また、各区役所地域みまもり支援センターと連携して特定妊婦への対応を行うとともに、児童、保護者への通所指導も行います。</p>	
	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置の実施</li> <li>・一時保護の司法関与の強化に向けた検討</li> </ul> <p>【H30(2018)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談・援助の実施</li> <li>・一時保護の司法関与の強化に向けた検討結果を踏まえた事業推進</li> </ul>	
<p><b>②児童相談所の体制強化</b></p>		
<p>児童相談所における児童虐待相談・通告件数の増加が続き、複雑・困難なケースも増加しているため、改正児童福祉法等に基づき、各児童相談所への児童福祉司、児童心理司の段階的な増員などにより、児童相談所の体制強化を図ります。</p>		
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司、児童心理司の配置による体制強化</li> <li>・南部地域の児童相談体制の充実に向けた検討</li> </ul> <p><b>児童相談所相談件数：現状（H28(2016)）4,194件</b></p> <p><b>一時保護所における保護件数：現状（H28(2016)）398件</b></p> <p>【H30(2018)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的知識を有する職員の増員など児童相談体制の充実（H31(2019)以降継続）</li> <li>・南部地域の児童相談体制の充実に向けた検討の継続</li> </ul> <p>【H31(2019)】検討結果を踏まえた事業推進（H32(2020)以降継続）</p>		
<p><b>③養育支援訪問（こども家庭支援員の派遣）</b></p>		
<p>養育支援が必要な家庭に対し、子育て経験者やヘルパー等の派遣を行い、育児・家事援助の支援を実施します。</p>		
<p>【現状】訪問の実施</p> <p><b>訪問件数：現状（H28(2016)）135件</b></p> <p>【H30(2018)以降】訪問の継続実施</p>		

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	<p align="center"><b>里親制度推進事業</b> (こども未来局：こども保健福祉課)</p>	<p>家庭での養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、里親制度の普及啓発や里親登録数の増加、里親支援機関と連携した里親への養育支援等、里親制度の推進を図ります。</p>
	計画期間中の主な取組	
	<p><b>①里親制度の普及・啓発活動の推進</b></p> <p>社会的認知度の向上や里親登録数の増加に向けて、里親制度説明会や養育体験発表会の開催、各種広報により、里親支援機関と協力して制度の普及啓発の充実を図ります。</p> <p>【現状】里親養育体験発表会及び制度説明会の開催 【H30(2018)以降】継続実施</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開催回数：現状（H29(2017)）5回⇒（H30(2018)以降）5回以上</p> <p><b>②里親養育技術向上のための研修会等の実施</b></p> <p>里親の養育技術獲得・向上のための研修会や実習等を実施します。</p> <p>【現状】里親養育技術向上への支援の実施 【H30(2018)以降】継続実施</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開催回数：現状（H29(2017)）3回⇒（H30(2018)以降）3回以上</p> <p><b>③家庭の雰囲気を経験するためのふるさと里親事業の実施</b></p> <p>児童福祉施設等で生活している子どもが長期休業日等を利用して短期間家庭的な雰囲気を体験してもらうとともに、里親の養育体験を深めるために実施します。</p> <p>【現状】家庭の雰囲気を経験するための取組の推進 【H30(2018)以降】継続実施</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">登録者数：現状（H29(2017)）65人⇒（H33(2021)）73人以上</p> <p><b>④NPO、学校、保育園、乳児院、児童養護施設等の多様な主体と連携した里親支援機関事業の実施</b></p> <p>里親支援機関と協力・連携し、里親委託前の助言、委託後の家庭訪問・相談支援等を行います。</p> <p>【現状】事業実施 【H30(2018)以降】継続実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要														
(4)	<p style="text-align: center;"><b>児童養護施設等運営事業</b> (こども未来局：こども保健福祉課)</p>	<p>児童養護施設等における要保護児童の処遇向上に向け、良好な家庭的環境での養育の推進を図ります。</p>														
	<p>計画期間中の主な取組</p>															
	<p><b>①児童養護施設、児童心理治療施設及び乳児院における社会的養護の推進</b></p> <p>児童養護施設、児童心理治療施設及び乳児院に入所している児童が良好な環境で養育が受けられるよう、必要な運営経費を支弁するとともに、各種の連絡調整、指導監督等を行うなど運営支援を行います。</p> <p>【現状】3施設合計7か所での社会的養護の推進 【H30(2018)以降】継続実施</p> <table border="1" data-bbox="293 730 1299 1240" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%; text-align: center;">用語説明</th> <th style="text-align: center;">児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><b>&lt;児童養護施設&gt;</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2">保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>&lt;児童心理治療施設&gt;</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>&lt;乳児院&gt;</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2">乳児（0歳～2歳未満。ただし、保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者について相談その他の援助を目的とする施設です。</td> </tr> </tbody> </table>		用語説明	児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院	<b>&lt;児童養護施設&gt;</b>		保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。		<b>&lt;児童心理治療施設&gt;</b>		軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。		<b>&lt;乳児院&gt;</b>		乳児（0歳～2歳未満。ただし、保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者について相談その他の援助を目的とする施設です。	
	用語説明	児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院														
<b>&lt;児童養護施設&gt;</b>																
保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。																
<b>&lt;児童心理治療施設&gt;</b>																
軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。																
<b>&lt;乳児院&gt;</b>																
乳児（0歳～2歳未満。ただし、保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者について相談その他の援助を目的とする施設です。																
<p><b>②地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームにおける家庭的養護の推進</b></p> <p>施設と家庭の中間的形態である児童ファミリーグループホームにおいて、地域社会の中で家庭的養育を推進します。</p> <p>【現状】3施設合計10か所での家庭的養護の推進 【H30(2018)以降】家庭に近い環境での支援の実施</p> <table border="1" data-bbox="293 1556 1299 1912" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%; text-align: center;">用語説明</th> <th style="text-align: center;">地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホーム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><b>&lt;地域小規模児童養護施設&gt;</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2">児童養護施設の分園であり、本体施設の支援を受けながら地域の中で養育を行います。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>&lt;ファミリーホーム&gt;</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2">里親や児童養護施設職員等の経験豊かな養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行います。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>&lt;自立援助ホーム&gt;</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2">義務教育を終了した児童養護施設の退所者等が共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行います。</td> </tr> </tbody> </table>		用語説明	地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホーム	<b>&lt;地域小規模児童養護施設&gt;</b>		児童養護施設の分園であり、本体施設の支援を受けながら地域の中で養育を行います。		<b>&lt;ファミリーホーム&gt;</b>		里親や児童養護施設職員等の経験豊かな養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行います。		<b>&lt;自立援助ホーム&gt;</b>		義務教育を終了した児童養護施設の退所者等が共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行います。		
用語説明	地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホーム															
<b>&lt;地域小規模児童養護施設&gt;</b>																
児童養護施設の分園であり、本体施設の支援を受けながら地域の中で養育を行います。																
<b>&lt;ファミリーホーム&gt;</b>																
里親や児童養護施設職員等の経験豊かな養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行います。																
<b>&lt;自立援助ホーム&gt;</b>																
義務教育を終了した児童養護施設の退所者等が共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行います。																

	<p><b>③社会的自立に向けた支援等の実施</b></p> <p>社会的養護を必要とする児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、就労や生活に関する相談支援等を実施します。また、新たに設置する「子ども・若者応援基金」を活用して、里親家庭や児童養護施設などで生活する子どもへの学習・進学等の支援を実施します。</p> <p>【H30(2018)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労や生活に関する相談支援等の実施</li> <li>・学習・進学等に関する支援の実施</li> </ul>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	<p><b>ひとり親家庭の生活支援事業</b> (こども未来局：こども家庭課)</p>	<p>ひとり親家庭の自立の促進に向けて、生活や就業等に関する相談支援を行うとともに、経済的支援をはじめとする各種支援の取組を進めます。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p><b>①児童扶養手当の支給</b></p> <p>父母の離婚や死亡などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。</p> <p>【現状】対象者への支給</p> <p><b>支給世帯数：現状（H28(2016)）6,560 世帯</b></p> <p>【H30(2018)以降】継続実施</p>	
	<p><b>②ひとり親家庭への医療費の一部助成の実施</b></p> <p>父母の離婚や死亡などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、保険診療の医療費の自己負担分を助成します。</p> <p>【現状】一部助成の実施</p> <p><b>助成対象世帯数：現状（H28(2016)）5,163 世帯</b></p> <p>【H30(2018)以降】継続実施</p>	
	<p><b>③母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施</b></p> <p>ひとり親家庭等の生活の安定と向上を目的として、生活・就業相談、各種講習会などを実施します。また、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の状況・ニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援計画書を策定し、自立に向けた継続的な就業支援を実施します。</p> <p>【現状】生活・就業相談及び支援の実施</p> <p>【H30(2018)以降】継続実施</p> <p><b>自立支援プログラム策定件数：現状（H28(2016)）57 件⇒（H33(2021)）90 件以上</b></p>	
<p><b>④ひとり親家庭への高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金の支給等資格取得支援の実施</b></p> <p>母子家庭の母又は父子家庭の父の自立を促進するため、看護師や保育士等の対象資格取得に際する支援を実施します。</p> <p>【現状】自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給</p> <p>【H30(2018)以降】継続実施</p> <p><b>高等職業訓練促進給付金新規認定件数：現状（H28(2016)）16 件⇒（H33(2021)）25 件以上</b></p>		

**⑤ひとり親家庭への日常生活支援の実施**

母子家庭、父子家庭、寡婦を対象に、病気、冠婚葬祭、出産、就職活動など、一時的な事由により日常の家事や保育ができない時や就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助及び子育て支援を実施します。

【現状】生活援助及び子育て支援の実施

【H30(2018)以降】制度の運用状況を踏まえた事業の推進

**⑥ひとり親家庭等の子どもへの生活・学習支援の実施**

ひとり親家庭の生活の向上を図ることを目的として、地域社会との関わりを身近に感じられる環境の中で、小学生に対し将来の自立に向けて生活・学習支援を行うとともに、親に対しても孤立防止に向けた支援を行います。

【現状】平成 29（2017）年 10 月から事業開始

**実施箇所：現状（H29(2017)）3 か所**

【H30(2018)以降】制度の運用状況を踏まえた事業の推進

**⑦母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営**

配偶者のない女子又は母子家庭の母親や、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童とともに入所させ、保護するとともに自立促進のためにその生活を支援します。また、退所後も、相談、その他の援助を行うことにより、母子の自立支援と福祉向上を図ります。

【現状】事業実施

【H30(2018)以降】継続実施

**⑧ひとり親家庭支援のあり方の検討と取組の推進**

ひとり親家庭への支援施策の現状と課題を踏まえ、市として行うべき、ひとり親家庭の効果的な支援の推進に向けて、児童扶養手当受給者を対象とした市バス特別乗車証交付事業のあり方の検討も含め施策全体の再構築を行います。

【現状】市バス特別乗車証交付事業の見直しを含めたあり方の検討

【H30(2018)】市バス特別乗車証交付事業の見直しを含めたあり方の検討継続

【H31(2019)以降】検討結果を踏まえた事業推進

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	<b>女性保護事業</b> (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	日常生活に様々な困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援に取り組みます。
	計画期間中の主な取組	
	<b>①女性相談員による相談・保護・自立支援の実施</b> 7区の保健福祉センター及び2地区の健康福祉ステーションにおいて、様々な困難を抱える女性等の相談支援を実施します。 【現状】事業実施 <b>女性相談件数：現状（H28(2016)）1,362 件</b> 【H30(2018)以降】継続実施	

	<p><b>②DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施</b>                  各区保健福祉センター等で実施している相談・支援機能をDV相談支援センター機能の一部と位置づけるとともに、平成 28（2016）年5月に開設したDV総合相談窓口（電話相談）と、本庁の総合調整機能と合わせ、総合的なDV対策を実施します。                  【現状】各区での相談・支援の実施                  相談件数：現状（H28(2016)）202 件                  【H30(2018)以降】継続実施</p> <p><b>③DV被害者等の緊急一時保護の実施</b>                  女性への人権侵害を救済する施設を確保するため、人権侵害を受けた女性等をサポートする民間団体が運営する緊急一時保護施設を支援します。                  【現状】事業実施                  【H30(2018)以降】継続実施</p> <table border="1" data-bbox="331 763 1337 1066"> <tr> <th data-bbox="331 763 560 801">用語説明</th> <th data-bbox="560 763 1337 801">DV（ドメスティック・バイオレンス）</th> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="331 801 1337 1066">                     DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、平成 27（2015）年3月に策定の「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」では、「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」という意味で使用しています。                      DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な場において行われることが多いことから潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。                 </td> </tr> </table>		用語説明	DV（ドメスティック・バイオレンス）	DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、平成 27（2015）年3月に策定の「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」では、「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」という意味で使用しています。 DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な場において行われることが多いことから潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。	
用語説明	DV（ドメスティック・バイオレンス）					
DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、平成 27（2015）年3月に策定の「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」では、「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」という意味で使用しています。 DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な場において行われることが多いことから潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。						
<p>No</p>	<p>事務事業名(所管課)</p> <p><b>子ども・若者支援推進事業</b>                  (こども未来局：青少年支援室)</p>	<p>事業概要</p> <p>子ども・若者が自立して社会生活を営むことができるよう取り組むとともに地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える取組を推進します。</p> <p>計画期間中の主な取組</p> <p><b>①子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進</b>                  児童虐待・非行・ひきこもり・不登校・子どもの貧困など、新たな子ども・若者の課題に対応した施策・事業を推進します。                  【現状】「川崎市子ども・若者生活調査」の調査結果の分析・研究                  【H30(2018)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分析・研究結果に基づく子ども・若者の支援の推進</li> <li>・子どもの貧困対策の実施</li> </ul> <p><b>②ひきこもり等児童福祉対策の実施</b>                  地域で若者の支援を行っているNPO法人と連携し、問題を抱えてひきこもっている児童・若者に近い年代の若者による支援や集団づくりの取組を推進します。                  【現状】対策の充実に向けた検討                  個別支援活動参加人数：現状（H28(2016)）119 人                  集団支援活動参加人数：現状（H28(2016)）64 人                  【H30(2018)以降】検討結果を踏まえた取組の推進</p>				
<p>(7)</p>						

**③児童家庭支援センターにおける子育て相談・支援の推進**

0歳～18歳未満の子どもの育児相談やしつけ等の子育て相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応じ、必要な助言を行うとともに、区役所や児童相談所と連携しながら、児童虐待の予防を図ります。

【現状】地域における身近な相談・支援の実施（市内6か所）

地域・家庭からの相談件数：現状（H28(2016)）2,355件

【H30(2018)以降】継続実施

**④地域子ども・子育て活動支援助成事業**

地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える仕組みづくりを進めるため、その役割を担う団体を育成・支援するとともに、新規団体の参画を促進することを目的とした助成事業を実施します。

【現状】地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業の実施

【H30(2018)以降】検討結果に基づく実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
----	------------	------

**小児ぜん息患者医療費  
支給事業**

(こども未来局：こども家庭課)

小児ぜん息患者に対し、医療費を支給することにより、児童福祉の増進を図ります。

計画期間中の主な取組

(8)

**①小児ぜん息患者への医療費の一部を支給**

20歳未満の小児ぜん息患者に対し、小児ぜん息に係る保険診療の医療費の自己負担分を助成します。

【現状】医療費の一部支給の実施

支給対象者数：現状（H28(2016)）6,377人

【H30(2018)以降】継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
----	------------	------

**小児慢性特定疾病医療等  
給付事業**

(こども未来局：こども保健福祉課)

国が定める特定の疾病により、長期治療等を必要とする児童・家庭に対し医療を給付することにより、患児家族の経済的・精神的負担を軽減し、児童の健康と福祉の向上を図ります。

計画期間中の主な取組

(9)

**①小児慢性特定疾病患者等への医療費等の給付**

18歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満）の児童が、厚生労働省が定める疾病にかかった場合に、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。

【現状】医療費等助成の実施

給付者数：現状（H28(2016)）1,246人

【H30(2018)以降】継続実施

	<p><b>②養育医療の医療費給付</b></p> <p>体重 2,000 g 以下、またはこれ以上であっても体の発育が未熟なままで生まれた乳児が入院治療を受ける場合に、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。</p> <p>【現状】医療費助成の実施  <b>給付実人員：現状（H28(2016)）388 人</b>  【H30(2018)以降】継続実施</p> <p><b>③自立支援(育成)医療の医療費給付</b></p> <p>18 歳未満の児童で、身体に障害がありそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患で、治療によって確実な効果が期待できる場合に、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。</p> <p>【現状】医療費助成の実施  <b>支払決定実人員：現状（H28(2016)）299 人</b>  【H30(2018)以降】継続実施</p> <p><b>④小児慢性特定疾病給付対象児等の自立支援に向けた取組</b></p> <p>小児慢性特定疾病で治療を受けている児童及び保護者の健康の保持増進及び自立の促進を図るため、相談・支援等を行う自立支援事業を実施します。</p> <p>【現状】取組の実施  【H30(2018)以降】取組の継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(10)	<b>母子父子寡婦福祉資金 貸付事業</b> <small>(こども未来局：こども家庭課)</small>	修学資金や修業資金等の資金を貸し付けることにより、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図ります。
計画期間中の主な取組		
<p><b>①母子父子寡婦家庭への修学資金や修業資金等の貸付事業の実施</b></p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し 12 種類の資金の貸付けを行うことで経済的自立の助成と生活意欲の向上を図り、母子父子寡婦福祉の増進を図ります。</p> <p>【現状】資金貸付の実施  <b>貸付件数：現状（H28(2016)）227 件</b>  【H30(2018)以降】継続実施</p> <p><b>②貸付金の滞納整理及び長期未納の防止に向けた取組の推進</b></p> <p>償還指導員による償還金の徴収や債権管理、徴収指導を行います。</p> <p>【現状】債権管理、徴収指導等の取組の実施  <b>現年度償還率：現状（H28(2016)）80.7%</b>  【H30(2018)以降】継続実施</p>		

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	<b>災害遺児等援護事業</b> (こども未来局：こども家庭課)	災害により、父や母等が死亡又は重度の障害を有することとなった児童を扶養する保護者に対して、福祉手当を支給することにより、災害遺児の福祉の増進を図ります。
	計画期間中の主な取組	
(11)	<p><b>①児童を扶養する保護者への福祉手当の支給</b> 対象となる保護者に福祉手当を支給します。 【現状】取組の実施 <b>支給児童数：現状（H28(2016)）68人</b> 【H30(2018)以降】継続実施</p> <p><b>②小・中学校の入学・卒業祝い金品の贈呈</b> 小学校入学、中学校入学、中学校卒業等にあわせて、祝い金等を支給します。 【現状】取組の実施 【H30(2018)以降】継続実施</p>	

### コラム③ 「オレンジリボン」

オレンジリボン運動は、児童虐待のない社会の実現を目指す市民運動です。オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。

オレンジリボンを身に着けることで、子育てを暖かく見守り、子育てをお手伝いする意思を示すことができます。

また、児童虐待防止法が施行された11月は「児童虐待防止推進月間」に定められており、川崎市においても、毎年、啓発活動等をはじめとしたキャンペーンを実施しています。



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止するという  
メッセージが込められています。

## 施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

### ◆施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

#### 【施策の概要】

日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が、社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組や生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援を実施します。

#### 【主な取組状況】

##### 《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進》

- ◆ 生活保護受給者の自立に向けて、意欲や能力など個々の状況に応じた寄り添った丁寧な就労支援事業を実施するとともに、生活保護受給世帯の中学生の自立を支援するため、市内11か所で学習支援・居場所づくり事業を実施し、高校等への進学を支援しています。
- ◆ 生活保護制度に基づき、生活に困窮する市民に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する取組を実施しています。
- ◆ 失業等により生活にお困りの市民の相談・支援を行う「だいJOBセンター（生活自立・仕事相談センター）」を開設し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施しています。「だいJOBセンター」には、失業を中心に健康、住まい、債務、人間関係など、複数の課題を抱えている方から相談があり、それぞれの状況に合わせ関係機関への同行、制度の手続きへの補助など寄り添って支援を行っています。

##### 《総合的な就業支援の取組の推進》

- ◆ 「キャリアサポートかわさき」での総合的な就業支援や「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」での若年無業者等への職業的自立支援の実施など、専門の相談員等を配置した就業支援窓口の支援メニューを中心に、雇用や就業に関する課題に対応する就業支援の取組を進めています。

##### 《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》

- ◆ 地域の身近な相談相手であり、行政や関係機関とのパイプ役でもある民生委員児童委員の適正配置に努め、育成・支援することを通じて地域福祉の推進を図っています。
- ◆ 自殺や精神保健福祉に関する普及啓発、人材養成、相談支援を行うとともに、子ども・若者の支援においては、学校への自殺予防出前講座や個別支援会議への出席など、人材養成、支援者への後方支援を行っています。
- ◆ 罪を犯した者の更生を助け、青少年の不良化防止等の推進や更生保護思想の普及に努める更生保護事業や、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を関係団体と連携し

ながら推進しています。

### 《障害者の自立支援と社会参加の促進》

- ◆ 法定雇用率の引き上げなどにより障害者雇用の拡大が図られる中、就労移行支援事業所や就労援助センターなど就労支援機関を中心とした障害者の一般就労に向けた支援や、企業の雇用を支援する取組など、障害者の企業への就労とその定着に向けた支援を積極的に進めています。
- ◆ 障害のある人もない人もお互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現に向けて、「障害者週間記念のつどい」や障害者作品展等を開催し、障害のある方の社会参加の促進を図るとともに、障害者への理解が深まるよう啓発に努めています。
- ◆ ひきこもりの当事者やその家族等への電話・面接・相談等による支援を行うとともに、ひきこもり相談従事者の育成に向けて研修会等を実施しています。
- ◆ 各区役所において、社会福祉職・保健師・精神科嘱託医による精神保健福祉相談や集団指導を実施するとともに、ライフステージに応じた精神疾患に係るパンフレットの作成や関連講演会を実施し、精神障害者及び精神疾患に対する普及啓発を推進しています。

### 【主な課題】

#### 《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進》

- ◆ 生活保護受給者が健全な生活を営めるよう、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立に向けて、個々の意欲や能力に寄り添った丁寧な支援を実施するとともに、生活保護受給世帯の中学生の自立を支援するため、学習支援・居場所づくり事業を引き続き行い、高校等への進学支援を実施していくことが重要です。
- ◆ 生活保護業務は、現状の事業内容を維持しつつ、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を引き続き推進していく必要があります。
- ◆ 生活にお困りの市民に対しては、早期の支援が重要であり、関係機関に生活困窮に関する相談があった場合、「だいJOBセンター」に確実につながるよう関係機関との連携を強化していくことが求められています。

#### 《総合的な就業支援の取組の推進》

- ◆ 雇用情勢は改善が進むものの、雇用のミスマッチや若年無業者、女性労働力の活用などが依然として課題となっており、変化する雇用情勢や社会的ニーズに合わせた取組の推進が求められています。

#### 《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》

- ◆ 近年の社会情勢の変化により、民生委員児童委員の支援すべき対象者の直面する課題も複雑・多様化し、新たな民生委員児童委員の担い手不足が課題としてあらわれており、民生委員児童委員活動の負担軽減が強く求められています。
- ◆ 自殺は、様々な要因が複雑に絡んで追い詰められた結果であることが多く、様々な機関が連携し、現在の困難、課題だけではなく背景や関連する事柄を把握し、多様な関わり方の中から、必要な支

援を見定めていくことが重要です。

- ◆ 少年非行については、刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、近年では、いじめに起因する重大事件等の問題も生じていることから、関係団体や地域との連携をより強化し、子どもたちの規範意識の醸成や啓発、地域環境の浄化等非行防止・犯罪被害防止に取り組む必要があります。

#### 《障害者の自立支援と社会参加の促進》

- ◆ 法改正による精神障害者の雇用義務化や法定雇用率の引き上げなど障害者雇用を取り巻く環境の変化に対応した取組を推進する必要があります。
- ◆ 障害の有無にかかわらず、すべての人がスポーツや文化・芸術などに触れる機会を持ち、うるおいのある暮らしを送れるようにしていくことが求められており、そうした余暇活動を楽しむ場や機会の充実を図るとともに、それらの情報を入手しやすい環境づくりを推進する必要があります。
- ◆ 社会的ひきこもりは、様々な要因が重なり合って起き、また支援のゴールも多様なため、関係機関との情報共有や、協働での支援を行う必要があります。また、必要な支援を見極め、それに結びつけるために、職員の資質向上が求められています。相談支援やグループワークを行う際には十分な時間や場所が必要であり、占有の面接室や居場所の確保も必要です。
- ◆ 精神保健福祉に関する相談は近年、複雑多様化しており、精神障害者の日常生活、社会生活及び社会参加を総合的に支援することが求められています。また、精神疾患の早期治療につなぐため、正しい理解を広める必要があります。自殺や精神保健に関する知識が十分にいきわたるよう、更なる研修機会、人材養成が必要です。

#### 【計画期間における方向性】

##### 《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進》

- ◆ 生活保護受給者に対する就労支援事業について、引き続き個々の意欲や能力に応じて寄り添った丁寧な支援を実施するとともに、生活保護受給世帯の中学生の自立に向けて学習支援を実施し、高校等への進学を支援する取組を進めていきます。
- ◆ 生活保護業務について、現在の事業内容を維持しながら、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進していきます。
- ◆ 生活にお困りの市民が社会的経済的な自立を果たし、地域において安定した生活を継続することができるよう、「だいJOBセンター」と関係機関が連携し、効果的な取組を展開します。

##### 《総合的な就業支援の取組の推進》

- ◆ 「キャリアサポートかわさき」においては、求職者への就職相談等により、ニーズに沿った職業紹介を行い、「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」においては、個別カウンセリングや職業・職場体験等により、若年無業者等の職業的自立支援に取り組むなど、雇用情勢や社会的ニーズに応じながら効果的な就業支援を実施します。

### 《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》

- ◆ 民生委員児童委員の活動について、増員や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化や、様々な媒体を活用した広報強化等により、活動負担の軽減及び活動支援の充実を図ります。
- ◆ 自殺対策について、引き続き、支援者研修や検討会を通して、困難に遭遇したり、生きづらさをかかえたりした子ども・若者を支援していくための人材養成、後方支援を進めていきます。
- ◆ 更生保護の取組において、引き続き、各種団体と連携しながら社会を明るくする運動等を実施するとともに、関係団体の活動支援を行います。

### 《障害者の自立支援と社会参加の促進》

- ◆ 今後予定されている精神障害者雇用の義務化や法定雇用率の引き上げなどにより、障害者雇用の拡大が見込まれています。この機会を捉え、就労移行支援事業所や就労援助センターなどの就労支援機関や各種団体との協働・連携により、求職相談から就労定着に向けた支援体制や企業とのネットワークを強化し、障害者の働く意欲の喚起と企業側の雇用促進につながる取組を推進します。
- ◆ 障害者の地域社会への参加や健康づくりを促進するため、様々なイベントや普及啓発活動を通じて、障害者の社会参加の機会の充実を図り、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、共に支え合える地域社会の実現に向けた意識の醸成（心のバリアフリー）を推進します。
- ◆ ひきこもりに関して、様々な課題に対応できるよう、関係機関との連携強化を図り、更なる相談体制の拡充を検討するとともに、普及啓発を行い、正しい知識や早期相談等の予防的なアプローチを行っていきます。
- ◆ 精神障害者の早期治療や日常生活、社会生活及び社会参加の総合的な支援、市民の精神的健康の増進を進めるとともに、引き続き、各区役所における精神保健福祉相談や普及啓発活動を実施していきます。

### 【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
学習支援・居場所づくり事業 利用者の高校等進学率 (健康福祉局調べ)	100% (平成 28 (2016) 年度)	100% (平成 33 (2021) 年度)	本市が実施している、学習支援・居場所づくり事業を利用する中学 3 年生の高校等進学率の実績値
民生委員児童委員の充足率 (健康福祉局調べ)	87.8% (平成 28(2016)年 12 月)	97.2%以上 (平成 34 (2022) 年 4 月)	民生委員児童委員現員数 / 民生委員児童委員定員数 × 100 (%)
障害福祉施設からの一般就 労移行者数 (健康福祉局調べ)	217 人 (平成 28 (2016) 年度)	272 人以上 (平成 33 (2021) 年度)	就労移行支援事業、就労継続支援 A 型・B 型事業から一般就労への移行者数 (年合計)

### 具体的な事業

- (1)生活保護自立支援対策事業 (2)生活保護業務 (3)生活困窮者自立支援事業  
(4)雇用労働対策・就業支援事業 (5) 民生委員児童委員活動育成等事業

- (6)自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 (7)更生保護事業 (8)障害者就労支援事業  
 (9)障害者社会参加促進事業 (10)社会的ひきこもり対策事業 (11)精神保健事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	<b>生活保護自立支援対策事業</b> (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	生活保護受給者への就労支援や生活保護受給世帯の中学生への学習支援等により、自立に向けた取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	<p><b>①生活保護受給者に対する各種就労支援事業の実施</b> 稼働能力を有する生活保護受給者を対象に、キャリアカウンセリングや就労トレーニング、意欲喚起を行うとともに、就労意欲や能力等を踏まえた求人開拓を行うなどきめ細かい支援を行います。</p> <p>【現状】様々な要因により、ただちに就労することが困難な生活保護受給者に対する各種就労支援事業の実施 【H30(2018)以降】継続実施</p> <p><b>②生活保護受給世帯の中学生に対する「貧困の連鎖」の防止に向けた高校等への進学支援の実施</b> 生活保護受給世帯の中学生の自立を支援するため、高校等への進学に向けた学習支援を行います。</p> <p>【現状】高校等への進学に向けた学習支援（市内11か所・週2日・1回2時間） 【H30(2018)以降】国の動向等を踏まえた事業の実施</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学習支援の市内開催か所数：現状（H29(2017)）11か所⇒（H31(2019)）13か所</p>	
(2)	<b>生活保護業務</b> (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	経済的に困難な状況にある人に最低限度の生活を保障するため、生活保護業務を適正に実施します。
	計画期間中の主な取組	
	<p><b>①生活保護制度に基づく、真に保護が必要な人に最低限度の生活を保障する取組の実施</b> 生活保護法の規定に従い、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。また、持続可能な社会保障制度として維持していくため、生活保護行政の適正な運営に取り組みます。</p> <p>【現状】最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた年金等の収入確保への支援の実施 【H30(2018)以降】継続実施</p>	
(3)	<b>生活困窮者自立支援事業</b> (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的・経済的に自立できるよう、就労・生活の支援を行います。
	計画期間中の主な取組	
	<p><b>①生活困窮者への就労・生活支援等の実施</b> 失業等により生活にお困りの市民の相談を行う「だいJOBセンター」を運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的・経済的自立</p>	

	立に向けた支援を実施します。 【現状】「だいJOBセンター」の運営 【H30(2018)以降】国の動向等を踏まえた事業の実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	<b>雇用労働対策・就業支援事業</b> (経済労働局：労働雇用部)	雇用のミスマッチ、若年無業者、女性再就職等の課題に対応するため、雇用情勢等に合わせて、求職者のニーズに応じた就業支援を行います。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援の推進</p> 求職者へ個別相談や就職活動に役立つセミナーを実施し、ニーズに沿った職業紹介を行う就業マッチングを実施します。 【現状】求職者のニーズに応じた個別相談、セミナー等の総合的な就業支援の実施 【H30(2018)以降】継続実施 就職決定者数：現状（H28(2016)）472人⇒（H33(2021)）490人以上 <p>②「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」による若年無業者の職業的自立支援の推進</p> 働くことに不安や悩みを持つ15～39歳の若年無業者や保護者等を対象に、カウンセリングや職業・職場体験等を行い、高等学校や関係機関等と連携しながら無業化の未然防止や職業的自立支援を行います。 【現状】若年無業者の職業的自立支援の推進 就職決定者数：現状（H28(2016)）269人 【H30(2018)以降】個別カウンセリングや職業体験等の職業的自立支援の実施 <div style="text-align: center;">  <p>コネクションズかわさきで実施した校内企業説明会</p> </div>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	<b>民生委員児童委員活動 育成等事業</b> (健康福祉局：地域福祉課)	地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を、条例に基づき適正に配置し、育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	<p><b>①民生委員児童委員の適正配置の実施</b>            地域の身近な相談相手であり、行政や関係機関とのパイプ役でもある民生委員児童委員の適正配置に努めます。            【現状】 増員に向けた調整や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化            【H30(2018)以降】 条例及び国の参酌基準に基づく欠員対策の推進による適正配置</p> <p><b>②民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援</b>            民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援を通じて地域福祉の推進を図ります。            【現状】 取組の推進            【H30(2018)以降】 協議会への支援を通じた民生委員児童委員への育成・支援</p> <p><b>③活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実</b>            効果的な研修の開催や、様々な媒体を活用した広報強化等により、活動負担の軽減及び活動支援の充実を図ります。            【現状】 効果的な研修の実施及び広報の強化            【H30(2018)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政・社会福祉協議会・民児協の連携による効果的な研修の実施</li> <li>・様々な媒体を活用した広報強化による活動支援の充実</li> </ul>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	<b>自殺対策・メンタルヘルス 普及啓発事業</b> (健康福祉局：精神保健福祉センター)	ひとりでも多くの生命を守るため、地域の多様な主体と協働した、安心して暮らせるまちづくりにより、自殺に追い込まれない社会の実現に向けた取組を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	<p><b>①自殺の防止等に関する市民の理解の増進</b>            自殺予防に関する普及啓発事業を実施し、自殺の防止等に関する市民の理解の増進を図ります。            【現状】 普及啓発活動の実施  <u>講座実施回数：現状（H28(2016)）4回</u>            【H30(2018)以降】 自殺予防に関する普及啓発事業の実施</p> <p><b>②自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上</b>            ゲートキーパー（悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人）を養成するため等の市民向け講座や、民間事業者や市職員向けの講座の実施を通じて、自殺防止等に関する人材の確保・養成及び資質の向上を図ります。</p>	

○身近な人の様々な悩みに気づき、寄り添い、見守り、話を聴き、支援につなぐゲートキーパーの養成  
 【現状】市民向け講座等の実施  
 【H30(2018)以降】継続実施  
 市民向け講座：現状（H28(2016)）4回⇒（H33(2021)）6回  
 民間事業者、職能団体、市職員等への講座：現状（H28(2016)）11回⇒（H33(2021)）13回

○障害者相談支援センター、地域包括支援センターなどの地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修との相互連携の推進  
 【現状】地域精神保健関連研修の実施  
 【H30(2018)以降】継続実施  
 研修開催回数：現状（H28(2016)）南・中・北部各1回⇒（H33(2021)）同規模継続

**③自殺未遂者に対する支援の実施**

支援窓口や体制を伝えるためのリーフレットの作成・配布や、関係機関による連携体制を構築することにより、自殺未遂者やその家族に対する支援を行います。  
 【現状】地域における自殺未遂者支援モデルの検討  
 【H30(2018)以降】自殺未遂者やその家族支援のための、関係機関による連携体制の構築

**④「自殺対策総合推進計画」に基づく取組の推進**

自殺対策基本法や自殺総合対策大綱を踏まえ、自殺対策の更なる推進を図るため、計画を改定し、必要な施策を推進します。  
 【現状】「第2次自殺対策総合推進計画」の策定  
 【H30（2018）・31（2019）】計画に基づく取組の実施  
 【H32(2020)】「第3次自殺対策総合推進計画」の策定  
 【H33(2021)】計画に基づく取組の実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	<b>更生保護事業</b> (健康福祉局：地域福祉課)	犯罪をした者の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	<p><b>①保護司会等、更生保護関係団体への支援</b>                      保護司会等、更生保護関係団体への支援を行い、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を推進します。                      【現状】支援の実施                      【H30(2018)以降】支援の継続実施</p> <p><b>②社会を明るくする運動の実施</b>                      社会を明るくする運動を通して、各団体と連携しながら犯罪予防のための世論の啓発や学校や町内会・自治会との連携による地域社会の安全を推進します。                      【現状】取組の実施                      運動参加者数：現状（H28(2016)）28,354人                      【H30(2018)以降】取組の継続実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	<b>障害者就労支援事業</b> (健康福祉局：障害者雇用・就労推進課)	一般企業への就労を希望する方への就労支援や、企業への雇用支援、障害福祉サービス事業所等の工賃向上に取り組むことで、障害者の就労を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	<p><b>①障害者等への就労支援の実施</b></p> <p>就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした、一般就労に向けた支援を実施します。また、「短時間雇用創出プロジェクト」のモデル実施等により、多様な働き方を推進します。</p> <p>。一般就労に向けた支援の実施</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした就労支援等の実施</li> <li>・短時間雇用創出プロジェクトのモデル実施など障害者の多様な働き方の推進</li> </ul> <p>【H30(2018)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした就労支援等の継続実施（H31(2019)以降継続）</li> <li>・民間ノウハウの活用を踏まえた効果的な取組の実施（H31(2019)以降継続）</li> </ul> <p><b>②障害者雇用を行う企業への支援の実施</b></p> <p>障害のある方が企業において就労・定着するために企業向けの雇用支援を実施するとともに、市内中小企業を中心に、障害者雇用についての情報交換等を行う会議を行います。</p> <p>。障害者雇用に関する理解の促進とノウハウの共有</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用促進ネットワーク会議の開催等による企業への支援</li> <li>・パターン・ランゲージや職場定着支援プログラム（K-STEP）の普及・啓発</li> </ul> <p>【H30(2018)以降】 障害者雇用促進ネットワーク会議の開催等による企業への支援の継続  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ネットワーク会議開催回数：現状（H28(2016)）1回⇒（H33(2021)）同規模継続</span></p> <p><b>③障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組</b></p> <p>障害者共同受注窓口との連携による、障害福祉サービス事業所における工賃向上に向けた取組を推進します。</p> <p>【現状】 業務の共同受注窓口である「川崎市障がい者施設しごとセンター」を中心とした取組の実施</p> <p>【H30(2018)以降】 継続実施  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">販売会開催回数：現状（H28(2016)）5回⇒（H33(2021)）同規模継続</span></p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(9)	<b>障害者社会参加促進事業</b> (健康福祉局：障害福祉課)	障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者週間記念事業や障害者スポーツの普及・啓発に向け、活動の場の充実や情報の提供等に取り組みます。
計画期間中の主な取組		

**①障害者社会参加推進協議会の実施**

障害者の自立及び社会参加の促進を図るため、障害者社会参加推進協議会を実施します。

【現状】協議会の実施

【H30(2018)以降】継続実施

開催回数：現状（H28(2016)）2回⇒（H33(2021)）同規模継続

**②障害者週間記念のつどいの開催**

障害のある方への理解を深めるとともに、障害のある方が様々な社会活動に参加する意欲を高めることを目的として、「障害者週間記念のつどい」を開催します。

【現状】つどいの開催

【H30(2018)以降】継続実施

開催回数：現状（H28(2016)）1回⇒（H33(2021)）同規模継続

**③障害者作品展の開催**

障害者が作成した個人作品を広く一般に公開することにより、文化交流及び障害者の社会参加を図り福祉の向上に寄与することを目的とし、障害者の制作した作品の展示を行います。

【現状】作品展の開催

【H30(2018)以降】継続実施

開催回数：現状（H28(2016)）1回⇒（H33(2021)）同規模継続

**④障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施**

障害者レクリエーション教室や各種スポーツ教室・障害者作品展等を開催し、日常生活上必要な様々な訓練や指導などを行います。

【現状】事業の実施

【H30(2018)以降】継続実施

参加者数：現状（H28(2016)）3,606人⇒（H33(2021)）3,500人

**⑤心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援の実施**

差別や偏見をなくし、障害者の気持ちに寄り添ってサポートをする「心のバリアフリー」の理念を踏まえて、障害者支援を実施します。

【現状】神奈川県内共通の「ヘルプマーク」の配布・普及

【H30(2018)以降】継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(10)	<b>社会的ひきこもり対策事業</b> (健康福祉局：精神保健福祉センター)	研修会等を開催し、社会的ひきこもりの問題への効果的な対策や、支援体制の強化を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	<b>①ひきこもり本人・家族等への電話・面接・家庭訪問等による支援</b> ひきこもり当事者やその家族等への電話・面接・家庭訪問等による支援を行うとともに、当事者グループ活動の運営等による支援を行います。 【現状】支援の実施 【H32(2020)】ひきこもり地域支援センターの設置（福祉センター跡地活用施設内）	

	<p><b>②ひきこもり相談従事者の育成</b>          各区役所及び地域リハビリテーションセンターにおけるひきこもり相談従事者の育成を目的とした研修会を実施します。          【現状】研修会等の実施          【H30(2018)以降】継続実施          研修回数：現状（H28(2016)）1回⇒（H30(2018)以降）同規模継続</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(11)	<p><b>精神保健事業</b>          (健康福祉局：精神保健課)</p>	<p>保健福祉センターを中心とした相談・講演会の開催等を通じて精神保健福祉に関する普及啓発事業を実施します。</p> <p>計画期間中の主な取組</p> <p><b>①各区保健福祉センターにおける精神保健福祉相談の実施</b>          各区保健福祉センター高齢・障害課において、精神科医・社会福祉職・保健師等により精神保健福祉に関する相談指導を行います。          【現状】相談・指導の実施          相談・指導（社会福祉職・保健師等）利用人数：現状（H28(2016)）2,907人          【H30(2018)以降】継続実施</p> <p><b>②研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進</b>          自殺や精神保健に関する知識が十分にいきわたるよう、精神保健福祉従事者向けの研修機会の確保による人材育成を図るとともに、関係機関とのネットワークの形成を推進します。          【現状】取組の実施          【H30(2018)以降】継続実施          開催回数：現状（H28(2016)）71回⇒（H30(2018)以降）同規模継続</p>

## 施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

### ◆施策9 障害福祉サービスの充実

#### 【施策の概要】

障害のある子ども・若者が、社会に参画し、自立して地域生活が送れるよう、福祉的なサービスの提供を行うとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進します。

#### 【主な取組状況】

##### 《障害福祉サービスの充実》

- ◆ 地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）の運営支援等によって、障害者の地域生活を支える取組を推進しています。
- ◆ 様々な障害（児）福祉サービスや医療費の給付を行うことによって、障害や発達に不安のある子どもの成長・発達を支える取組を推進しています。
- ◆ 発達障害児について、関係機関と連携しながら相談・支援を行うとともに、発達障害者支援地域連絡調整会議を開催し、地域のネットワークの構築と支援体制に関する課題の共有等を行っています。また、発達相談支援コーディネーター養成研修や市民への普及啓発等を実施しています。
- ◆ 障害の早期発見・早期療育は重要であることから、専門支援機関である市内4か所の地域療育センターにおける支援体制を段階的に強化しながら、増加・多様化している支援ニーズへの対応を図っています。

#### 【主な課題】

##### 《障害福祉サービスの充実》

- ◆ 特別支援学校卒業生の動向に合わせて、障害の状況に応じた支援体制等が必要となっています。
- ◆ 利用に際して障害児相談支援を必要とする障害児通所支援事業所が急激に増加し、あわせて利用者も増加していることから、相談支援に対する需要の高まりに対応する必要があります。
- ◆ 発達障害に関する知識の普及により、社会的な認識が広まってきていることから、手帳取得者が増え、相談件数も増加していることから、継続的な支援体制の取組が求められています。
- ◆ 地域療育センターについて、法改正に伴い、業務の一部が法定化されたことに加えて、相談件数等の実績も上昇傾向にあることから、今後も継続した事業の実施が必要となります。

#### 【計画期間における方向性】

##### 《障害福祉サービスの充実》

- ◆ 引き続き計画的なグループホームの整備を推進していくとともに、特別支援学校卒業生の受入枠の

確保や地域で暮らす障害のある方を支える支援の仕組み等の充実について推進していきます。

- ◆ 保育所、幼稚園や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの利用を希望する障害児の受入れ体制の支援を推進していきます。
- ◆ 発達障害者支援地域連絡調整会議を開催し、地域における関係機関のネットワークを構築し、発達障害に関する様々な課題を協議していきます。
- ◆ 地域療育センターについて、今後も専門的・総合的な療育相談支援の実施により、地域療育を推進していきます。

### 【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
日中活動系サービスの利用者数（健康福祉局調べ）	<b>4,740人/月</b> (平成28(2016)年度)	<b>6,928人/月以上</b> (平成33(2021)年度)	日中活動系サービスの利用実績（各年度の3月実績）

### 具体的な事業

- (1) 障害者日常生活支援事業 (2) 障害児施設事業 (3) 発達障害児・者支援体制整備事業  
(4) 地域療育センターの運営

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	<b>障害者日常生活支援事業</b> (健康福祉局：障害計画課)	障害者の地域生活を支えるため、障害福祉サービスを提供します。
	計画期間中の主な取組	
	<p><b>①障害者のニーズに応じた在宅生活等を支援する取組の推進</b> 地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）の運営を支援する取組を推進します。</p> <p>◦ <u>持続可能な制度の構築を図りながら、サービスの提供による地域生活支援の実施</u></p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅支援サービス、移動支援サービス等の実施</li> <li>・ ショートステイ事業の実施</li> <li>・ グループホーム事業の実施</li> </ul> <p>【H30(2018)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅支援サービス、移動支援サービス等の継続実施（H31(2019)以降継続）</li> <li>・ 一定の要件を備えた生活介護事業所における営業時間後の日中一時支援の検討</li> <li>・ 肢体不自由の方のためのグループホームに対する整備費補助の充実</li> </ul> <p>【H32(2020)】 日中一時支援の検討結果に基づく取組の実施（H33(2021)以降継続）</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	<b>障害児施設事業</b> (健康福祉局：障害計画課)	障害児の地域生活や施設における日常生活を支えるため、障害（児）福祉サービスを提供します。
	計画期間中の主な取組	
	<p><b>①障害児の地域生活等を支えるための障害（児）福祉サービスの実施</b>                      様々な障害（児）福祉サービスや医療費の給付を行うことによって、障害や発達に不安のある子どもの成長・発達を支える取組を推進します。                      ・持続可能な制度の構築を図りながら、サービスの提供による地域生活支援の実施</p> <p>【現状】障害（児）福祉サービスや医療費の給付                      【H30(2018)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害（児）福祉サービスや医療費の給付の継続実施</li> <li>・医療的ケア児支援を目的とする関係機関の協議の場の設置と協議結果に基づく取組の推進</li> <li>・医療的ケア児者の実態把握の実施</li> <li>・放課後等デイサービスの本市独自のガイドラインの策定</li> </ul> <p><b>②障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の充実</b>                      障害児の地域生活等を支援するために、利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所を充実します。</p> <p>【現状】障害児相談支援事業所の充実に向けた取組                      【H30(2018)以降】継続実施</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所数：現状（H29(2017)）計48か所⇒（H33(2021)）計56か所</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	<b>発達障害児・者支援体制整備事業</b> (健康福祉局：障害計画課)	「発達相談支援センター」を運営するとともに、発達障害児・者の支援体制を充実します。
	計画期間中の主な取組	
	<p><b>①「発達相談支援センター」における相談支援の実施</b>                      発達障害者等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら相談・支援を行います。</p> <p>【現状】支援の実施                      【H30(2018)以降】継続実施</p> <p><b>②発達障害者支援地域連絡調整会議の開催</b>                      発達障害者支援地域連絡調整会議を開催し、地域のネットワーク構築と発達障害の支援体制に関する課題の共有や体制整備についての協議等を行います。</p> <p>【現状】取組の実施                      【H30(2018)以降】継続実施</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開催回数：現状（H29(2017)）1回⇒（H33(2021)）2回</p> <p><b>③発達相談支援コーディネーター養成研修の実施</b>                      幼稚園・保育所等の職員を対象として、発達障害の知識習得等を目的に研修を実施します。</p>	

	<p>【現状】取組の実施                  【H30(2018)以降】取組の継続実施                  開催回数：現状（H29(2017)）2回⇒（H30(2018)以降）同規模継続</p> <p>④発達障害者に対する地域支援体制の整備                  発達障害者の保護者によるペアレントメンター事業や、かかりつけ医等への発達障害に関する研修を新たに実施するなど、発達障害のある方への支援の充実を図ります。                  【H30(2018)以降】ペアレントメンター事業、かかりつけ医向け研修事業の実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	<p><b>地域療育センターの運営</b>                  (健康福祉局：障害計画課)</p>	<p>障害児や発達に不安のある児童などに対して、相談・診療・訓練などの支援を行います。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①地域療育センター（4か所）における専門的・総合的な療育相談支援の実施                  指定管理者制度の導入及び民間社会福祉法人に対する運営費補助により、民間の活力を活用した地域療育センターの運営を行い、療育相談支援を提供します。                  【現状】支援の実施                  【H30(2018)以降】継続実施</p>	